

建築基準適合判定資格者の処分の基準（案）に対する主なご意見の概要と  
それに対する国土交通省の考え方について

建築基準適合判定資格者の処分の基準に対するご意見について

ご意見	国土交通省の考え方
<p>『目的』に、「平成 17 年 11 月以降発覚した構造計算書偽装問題が国の建築制度の不備によるものであるとの反省に基づき、」を追記。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築行政の不備により個人に対し多大なる被害を生んだ事が契機であることから、国はその責任を明確にし、その反省と同様な被害を将来に亘り起こさないと言う決意を明示すべき。</li> <li>・ 不正行為等を削除すべき。</li> <li>・ 国が処分を行う際の立場を明記すべき。</li> </ul>	<p>原案のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本処分基準については、今回の耐震偽装問題のためだけに制定するのではなく、今後発生する事案も含め、建築基準適合判定資格者に対する処分一般を適正に行うためのものであること、また、確認検査業務の公正かつ的確な実施を確保することを目的としていることを明記しており、同様の事案のほか不正行為等の発生の防止を意図しているものであります。</li> <li>・ 国としての立場は、本処分基準が建築基準法第 77 条の 62 第 2 項の規定に基づく処分であることから、建築基準適合判定資格者の登録等を所管している立場で行っているものです。</li> </ul>
<p>『処分の基本方針』を、「<u>建築物に関し、国の責任において国民の生命、健康及び財産の保護を図るという法の目的を踏まえつつ、国の一切の責任において</u>」と修文。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブコメ案どおり処分が課されるとしても、その被害者の被害回復がなされることを確保できるものではない。</li> <li>・ 本基準運営上の責任主体を明確にしておく事が必要。</li> </ul>	<p>原案のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本処分基準については、建築基準法の規定に基づいて不正行為等を行った指定確認検査機関の処分を行い、確認検査業務の公正かつ的確な実施を確保することを目的として制定するものであって、被害者の被害回復を図るために制定されるものでないことをご理解頂きたいと思えます。</li> <li>・ 上欄 2 つめの・を参照下さい。</li> </ul>
<p>「5 判定資格者の処分の基準」の「(4) 情状等による処分の加重又は軽減」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ロ 処分を軽減すべき場合」のうち、「⑥ 積極的かつ速やかに是正（損失補填を含む賠償）に対応した場合は、建築基準適合判定資格者が行うべき当然の義務であると考えられることから削除し、「イ 処分を加重すべき場合」に「住宅等の購入者に対して積極的かつ速やかに是正（損失補填を含む賠償）に対応しない場</li> </ul>	<p>一部修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅の瑕疵については、建設工事の請負人又は売主が住宅の購入者等に対し瑕疵担保責任を負っており、その責任を果たすべきものであることから、このような案としております。</li> </ul>

<p>合」を加えるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「ロ 処分を軽減すべき場合」のうち、「⑤ その他情状等を加味する必要がある場合」は、結果的にあらゆる場合を処分の軽減にあてはめる事ができる抜け道規定であり、本基準の厳格な運用を阻害するものであると考えられることから削除すべき</li> <li>「ロ処分を軽減すべき場合」のうち、「③行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合」のやむを得ない事情の具体的な例示をすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>処分を加重することができる場合の⑧と同様、①から⑤に掲げている軽減事由以外の事態が生じる場合に対応する趣旨で規定しているものであり、恣意的に処分の軽減を図るための規定ではないことをご理解いただきたいと思います。（順序を修正しております。） なお、「処分を軽減すべき場合」を「処分を軽減できる場合」に修正します。</li> <li>「災害や確認検査員の責めに帰すことのできない事故の発生等」の例示を追記します。</li> </ul>
<p>別表の処分内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別表に記載されている処分事由「6. 法第 77 条の 31 第 1 項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合」に対する標準的な処分内容が業務禁止 1 月は厳しくすべき。</li> <li>内部告発可能なものとすべき。</li> <li>「7. 確認検査の業務において、過失により建築基準関係規定に適合しない事項を見過ごした場合」に対する標準的な処分内容が業務禁止 1 月から 3 月となっているが、確認検査業務を確実に実施することを担保するには処分の内容が軽いので重くすべき。</li> <li>「7. ただし書きのその過失が重大な場合又は結果が重大であって社会的影響が著しく大きい場合」に対する標準的な処分内容が業務禁止 3 月から 1 年となっているが、上記 1. 2. で指摘した事項も踏まえ、その処分内容は、登録の消除も含めより厳しいものとすべきである。</li> <li>「建築基準適合判定資格者の処分の基準(案)」別表に記載されている処分事由「10. 6 から 9 までに掲げる場合のほか、確認検査員に対する一般的信頼を著しく損なう行為を行った場合」若しくは「11. 6 から 9 までに掲げる場合のほか、確認検査員として著しく不適当な行為を行った場合」に対する標準的な処分内容についてもより厳しい処分内容に見直しされるべき。</li> </ul>	<p>原案のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>処分内容については、当該事由に限らず、当該処分事由に係る行為を行った場合において、処分内容を加重すべき場合に該当するときは、業務禁止期間を 2 倍又は 3 倍にする（なお、これにより業務禁止期間が 1 年を超える場合には登録の消除となります。）こととしております。</li> <li>公益情報の告発については、公益通報者保護法に基づいて対応することとなりますが、本基準においては、情状等による処分の軽減において対応可能なものとなっております。</li> <li>処分基準の内容については、過失の程度が重大な場合や結果が重大であって社会的影響が著しく大きい場合は、業務禁止 1 年の処分内容としております。また、複数の処分事由について処分を行う場合には、個々の処分内容を加算して処分内容を決定することとしており、合計した期間が 1 年を超える場合には登録を消除するものとなっております。</li> <li>当該行為を故意に行うなど、処分内容を加重すべき場合に該当するときは、上記と同様の扱いになります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>2 (1)について、確認済証等の発行は機関の責任ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機関が確認済証等を交付するためには、確認検査員による確認検査が必要不可欠であり、確認</li> </ul>

	検査員による決裁等が行われるためです。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分事由に該当する行為があったときから長期間が経過している場合の5年は短すぎる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期間を経過している場合の取扱いについては、「処分を行わないことができる」場合があることを定めているものです。なお、実際の処分に当たっては、立入検査等により把握された事実に基づき、処分基準に照らして、情状も加味した上で適切に処分を行うこととしております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2(3)「正当な事由なく確認検査を遅滞させた場合」について申請者とのやりとりで遅滞する場合まで含むのは厳しすぎる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立入検査等により把握された事実に基づき、処分基準に照らして、情状も加味した上で適切に処分を行うこととしております。</li> </ul>
別表の8「建築主に不利益を与えた場合」について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定行政庁による法令等によらない行政指導の扱い。</li> <li>・ 「正当な理由なく設計の変更等を行わせるなど～」について、設計図書の不備がある場合は正当な理由とすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立入検査等により把握された事実に基づき、処分基準に照らして、情状も加味した上で適切に処分を行うこととしております。</li> <li>・ 同上</li> </ul>
補足について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ チェックすべき事項等を明確にすべき</li> </ul>	一部修正します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、立入検査等により把握された事実に基づき、処分基準に照らして、情状も加味した上で適切に処分を行うこととしております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築主事に対する処分のあり方も示すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築主事の処分は各地方公共団体が行うこととなりますので、制定された処分基準を技術的助言として通知します。</li> </ul>

※ 類似の内容については、趣旨を損なわない範囲で適宜まとめさせていただきました。

※ 頂いたご意見のうち、本件内容に対する直接のご意見ではない制度改正等に関するご意見についても、今後の検討の参考とさせていただきます。